

第 6 農地の再生利用

第6 農地の再生利用

1. 遊休農地対策

農地法第4章では「遊休農地に関する措置」が規定されており、農業委員会による年1回の全農地の利用状況についての調査（利用状況調査）、利用状況調査の結果把握された遊休農地の所有者等を実施する利用意向調査及び利用意向調査から6月以内に回答がない場合等を実施する農地中間管理機構との協議の勧告の一連の措置を農業委員会が行うことになっている。

（1）利用状況調査

農地の利用状況を確認するため、農業委員会は年1回その区域内にある農地の利用状況についての調査（利用状況調査）を行っている（法第30条）。

（2）利用意向調査

平成26年4月からは改正農地法により、農業委員会は利用状況調査により把握した遊休農地の所有者等に対し従来の「指導」に変わり、農業上の利用の意向についての調査（利用意向調査）を行うこととなった（法第32条）。

利用状況調査により把握した農地のうち、下記のいずれかに該当する場合は利用意向調査の対象となる。

- ①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（法第32条第1項第1号）
- ②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（法第32条第1項第2号）

また、利用意向調査の対象は、法32条第1項の各号の農地（遊休農地）のほか、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる農地所有者等に対しても行われる（法第33条）。

（3）農地中間管理機構の取得に関する協議の勧告

利用意向調査の結果、意向表明どおりに、6月以内に権利の設定・移転、利用の増進を図っていないとき、農地所有者等に農業上の利用を行う意思がないとき、6月以内に回答がない場合等は、農業委員会が農地中間管理機構による農地中間管理権取得に関し、農地中間管理機構と協議するよう農地の所有者等に勧告することになっている（法第36条1項）。

なお、以下の場合、勧告の対象外となる（「農地法の運用について」（平成21年12月11日制定21経営第4530号・21農振第1598号）第3の6の（2）ア）。

- ア 農地所有者等が農地中間管理機構に農地の貸付け意向を示したが、農地中間管理権の取得基準に適合しない旨を農地中間管理機構が通知した場合
- イ 農地所有者等が農地中間管理機構への貸付けの意思表示が継続している場合
- ウ アのほか、農地中間管理権の取得基準に適合しない旨を農地中間管理機構が農業委員会に通知した場合

＜表 6－1－（１）遊休農地に関する措置の状況に関する調査 結果〔令和３年〕＞

市町村 農業委員会名	耕地面積 (ha)	1号遊休農地(再生利用可能な荒廃農地)			参考	
		うち緑区分	うち黄区分	合計	再生利用が困難な農地 (注3)	2号遊休農地 (注4)
千葉市	3,540	43	0	43	763	0
習志野市	62	2	1	4	0	0
市原市	5,370	210	416	626	757	0
八千代市	825	76	0	76	14	22
市川市	518	10	0	10	0	0
船橋市	1,170	31	43	74	0	0
松戸市	691	6	0	6	0	0
野田市	2,590	81	0	81	0	0
柏市	2,550	30	22	52	15	0
流山市	365	1	3	4	10	0
我孫子市	1,220	0	35	35	10	0
鎌ヶ谷市	425	3	1	4	0	0
成田市	6,470	283	538	821	0	0
佐倉市	2,820	89	37	126	0	0
四街道市	641	39	14	53	0	0
八街市	3,420	10	85	94	1	0
印西市	4,130	0	119	119	130	0
白井市	1,040	185	0	185	0	0
富里市	2,450	21	16	36	16	0
酒々井町	506	24	13	37	0	0
栄町	1,420	0	24	24	0	0
香取市	11,100	553	0	553	0	0
神崎町	745	0	6	6	0	0
多古町	3,130	0	239	239	0	0
東庄町	1,880	7	150	158	0	0
銚子市	2,510	400	0	400	0	0
旭市	6,280	71	5	75	167	0
匝瑳市	5,140	0	196	196	0	0
東金市	3,360	28	3	31	0	1
山武市	5,700	0	0	0	7	0
大網白里市	2,400	0	24	24	0	0
九十九里町	895	0	43	43	81	0
芝山町	1,500	0	71	71	0	0
横芝光町	3,200	36	23	59	1	2
茂原市	3,050	341	0	341	0	0
一宮町	579	58	8	66	0	24
睦沢町	786	25	25	50	85	0
長生村	1,230	58	9	67	0	0
白子町	1,290	27	0	27	0	0
長柄町	854	201	0	201	204	80
長南町	1,220	180	157	337	71	0
勝浦市	922	172	0	172	436	137
いすみ市	3,440	226	0	227	743	61
大多喜町	1,090	144	151	295	10	0
御宿町	221	165	0	165	0	0
館山市	1,690	15	0	15	149	0
鴨川市	2,160	2	9	11	260	0
南房総市	3,440	75	3	78	0	0
鋸南町	454	48	0	48	169	0
木更津市	2,430	67	49	115	177	0
君津市	3,130	4	80	84	567	40
富津市	2,230	147	0	147	0	0
袖ヶ浦市	2,450	145	68	213	272	0
合計	122,700	4,336	2,687	7,024	5,115	367

（注）端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

<表6-1-(2) 千葉県 荒廃農地の面積 調査結果〔令和3年〕>

市町村名	今回新たに発生した面積		今回新たに再生利用された面積		再生利用が可能な荒廃農地(A分類)		参考値			
	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)		荒廃農地面積(A分類+B分類)	
	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内
千葉市	26	9	0	0	43	20	763	167	806	186
習志野市	1	1	0	0	4	2	0	0	4	2
市原市	148	67	0	0	626	274	757	164	1,383	438
八千代市	1	1	0	0	76	61	14	8	89	70
市川市	0	0	3	0	10	1	0	0	10	1
船橋市	4	3	0	0	74	47	0	0	74	47
松戸市	2	0	1	0	6	0	0	0	6	0
野田市	3	1	2	1	81	11	0	0	81	11
柏市	10	3	39	3	52	22	15	1	67	23
流山市	1	0	0	0	4	0	10	0	14	0
我孫子市	4	3	1	0	35	20	10	3	45	23
鎌ヶ谷市	1	0	0	0	4	0	0	0	4	0
成田市	91	34	0	0	821	383	0	0	821	383
佐倉市	16	12	0	0	126	89	0	0	126	89
四街道市	0	0	0	0	53	29	0	0	53	29
八街市	12	5	2	1	94	61	1	0	95	61
印西市	0	0	0	0	119	21	130	3	248	24
白井市	5	5	1	1	185	85	0	0	185	85
富里市	0	0	15	11	36	22	16	8	52	30
酒々井町	5	3	8	2	37	9	0	0	37	9
栄町	1	1	0	0	24	16	0	0	24	16
香取市	9	6	14	10	553	299	0	0	553	299
神崎町	0	0	3	2	6	2	0	0	6	2
多古町	5	4	0	0	239	176	0	0	239	176
東庄町	12	8	5	3	158	80	0	0	158	80
銚子市	15	12	5	3	400	194	0	0	400	194
旭市	2	2	4	4	75	53	167	73	243	126
匝瑳市	3	3	0	0	196	147	0	0	196	147
東金市	14	12	1	1	31	25	0	0	31	25
山武市	0	0	1	1	0	0	7	5	8	6
大網白里市	5	3	0	0	24	13	0	0	24	13
九十九里町	4	2	5	4	43	30	81	30	124	59
芝山町	0	0	0	0	71	17	0	0	71	17
横芝光町	7	6	12	8	59	46	1	1	60	47
茂原市	21	18	0	0	341	206	0	0	341	206
一宮町	2	2	8	6	66	35	0	0	66	35
睦沢町	0	0	0	0	50	0	85	0	135	0
長生村	0	0	0	0	67	57	0	0	67	57
白子町	1	1	0	0	27	19	0	0	27	19
長柄町	16	11	0	0	201	91	204	0	405	91
長南町	175	34	0	0	337	65	71	11	408	76
勝浦市	0	0	0	0	172	124	436	148	607	273
いすみ市	72	30	0	0	227	69	743	75	970	143
大多喜町	20	16	16	12	295	175	10	8	305	183
御宿町	0	0	0	0	165	17	0	0	165	17
館山市	10	9	2	2	15	12	149	52	164	64
鴨川市	271	5	0	0	11	5	260	0	271	5
南房総市	11	10	24	20	78	61	0	0	78	61
鋸南町	24	11	0	0	48	32	169	11	217	42
木更津市	192	45	0	0	115	57	177	36	292	93
君津市	0	0	0	0	84	37	567	78	651	115
富津市	10	10	0	0	147	63	0	0	147	63
袖ヶ浦市	156	65	0	0	213	100	272	72	485	172
合計	1,390	470	176	97	7,024	3,480	5,115	953	12,139	4,433

(注) 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

2. 耕作放棄地再生推進事業

(1) 事業内容

遊休農地を再生するための刈払いや抜根、土壌改良等に要する経費が大きな負担となっているため、これらの作業に要する経費について、令和元年度から令和3年度まで農業者等へ支援を行った。

本事業の助成内容は、以下のとおりである。

- ①助成内容 再生作業（刈払い、抜根、耕起、整地）
- ②補助率 事業費の1/2（県：1/4，市町村：1/4）
* 1号遊休農地かつ解消面積1ha以上再生する場合
事業費の3/4（県：1/2，市町村：1/4）
- ③対象農地 農業振興地域内の1号遊休農地，2号遊休農地
- ④対象者 農地を借り受けて再生作業を実施する農業者等

(2) 事業活用実績

令和元年度は、4市5事業実施主体が事業を活用し、2.3haを解消した。

（旭市、茂原市、いすみ市、南房総市）

令和2年度は、4市9事業実施主体が事業を活用し、5.3haを解消した。

（千葉市、白井市、旭市、いすみ市）

令和3年度は、10市町15事業実施主体が事業を活用し、10.7haを解消した。

（旭市、鴨川市、千葉市、木更津市、茂原市、勝浦市、香取市、東庄町、いすみ市、
匝瑳市）

